人事異動

内閣

内閣府特命担当大臣（在ウィーン国際機関日本政府代表部在勤）特命全権大使　小野田紀美
海部　篤
第七十回国際原子力機関総会日本政府代表を命ずる
期間は令和八年十月二日までとする（各通）
（科学技術・イノベーション推進事務局審議官）内閣府技官　恒藤　晃
（大臣官房審議官（研究開発局担当））文部科学事務官　岩渕　秀樹
（資源エネルギー庁廃炉・汚染水・処理水特別対策監）経済産業技官　八木　雅浩
（大臣官房原子力事故災害対処審議官）同　宮本　岩男
（原子力規制庁長官官房審議官）環境技官　金城　慎司
（在ウィーン国際機関日本政府代表部公使）外務事務官　清水　知足
（科学技術・イノベーション推進事務局参事官（原子力担当））内閣府事務官　北郷　太郎
（総合外交政策局軍縮不拡散・科学部不拡散・科学原子力課長）外務事務官（同　不拡散・科学原子力課国際原子力協力室長）同　鴨下　誠
第七十回国際原子力機関総会日本政府代表代理を命ずる
期間は令和八年十月二日までとする（各通）
（水産庁次長）農林水産事務官　高橋　広道
日中漁業共同委員会委員たる日本政府代表を命ずる
日韓漁業共同委員会代表たる日本政府代表を命ずる
（大臣官房審議官兼アジア大洋州局、南部アジア部）外務事務官　有吉　孝史
日韓漁業共同委員会委員たる日本政府代表を命ずる
日韓大陸棚共同委員会委員たる日本政府代表を命ずる
（大臣官房審議官兼国際法局）同　大塚　建吾
日韓漁業共同委員会委員たる日本政府代表を免ずる
日韓大陸棚共同委員会委員たる日本政府代表を免ずる
（在フランス日本国大使館参事官）同　岡田　陽
博覧会国際事務局総会日本政府代表を命ずる
（在ジュネーブ国際機関日本政府代表部公使）同　永瀬　賢介
（大臣官房総括審議官）厚生労働事務官　弓　信幸
国際労働機関理事会日本政府代表代理を命ずる（各通）
（在中華人民共和国日本国大使館公使）外務事務官　石井　良実
国際労働機関理事会日本政府代表代理を免ずる
（大臣官房審議官兼欧州局）同　石垣　友明
漁業操業に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定に基づく漁業損害賠償請求処理委員会東京委員会委員を命ずる
（在ロシア日本国大使館公使）**國師　執二**
漁業操業に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定に基づく漁業損害賠償請求処理委員会モスクワ委員会委員を命ずる
（在タイ日本国大使館公使）同　石川　誠己
漁業操業に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定に基づく漁業損害賠償請求処理委員会東京委員会委員を免ずる
（在オランダ日本国大使館公使）同　**大田　進一**
漁業操業に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定に基づく漁業損害賠償請求処理委員会モスクワ委員会委員を免ずる
（以上九月十一日）

官庁報告

労働

最低賃金の改正決定に関する公示

静岡労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、静岡県最低賃金（昭和55年静岡労働基準局最低賃金公示第10号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

令和８年９月15日

静岡労働局長　國分　一行

第４号中「１時間1,097円」を「１時間1,154円」に改める。

船員の特定最低賃金の改正の決定に関し、関係船員及び関係使用者の意見聴取に関する公示

東北地方交通審議会は、東北内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金（平成15年東北運輸局最低賃金公示第２号）、東北海上旅客運送業最低賃金（平成15年東北運輸局最低賃金公示第３号）、東北漁業（沖合底びき網）最低賃金（平成15年東北運輸局最低賃金公示第４号）及び東北漁業（大中型まき網）最低賃金（平成15年東北運輸局最低賃金公示第５号）の改正の決定について調査審議を行うため、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第37条第３項において準用する同法第25条第５項の規定により、本事案について関係船員及び関係使用者の意見を聴くので、意見を述べようとする者は、意見を記載した書面（様式任意）に意見提出者の氏名又は名称及び連絡先を付記して、本日から15日以内に東北運輸局海事振興部船員労政課「郵便番号983―8537宮城県仙台市宮城野区鉄砲町１番地」あて提出されたい。

１　事案の要旨　最低賃金法第35条第７項の規定に基づく、下記３に掲げる船舶所有者に使用されている船員であって、下記３に掲げる船舶に乗り組む者に係る特定最低賃金の改正の決定について

２　適用する地域　東北運輸局の管轄区域

３　適用する使用者

(1)　国内各港間のみを航海する船員法（昭和22年法律第100号）第１条に規定する船舶のうち、次の各号に掲げるもの（漁船、海上旅客運送業又はサルベージ業に従事する船舶を除く。）の船舶所有者であって、前項の地域内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する者（船員法第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）

①　平水区域を航行区域とする鋼船

②　沿海区域を航行区域とする総トン数100トン未満の鋼船

③　木船

(2)　旅客運送の用に供する船員法第１条に規定する船舶のうち、次の各号に掲げるものの船舶所有者であって、前項の地域内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する者（船員法第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）

①　平水区域を航行区域とする船舶

②　沿海区域を航行区域とする総トン数100トン未満の船舶

③　沿海区域を航行区域とする総トン数100トン以上の船舶で、その航行区域が平水区域から当該船舶の最強速力で２時間以内に往復できる区域に限定されているもの

(3)　前項の地域内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する船員法第１条に規定する船舶の所有者（船員法第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）のうち、次に掲げる漁業の用に供する漁船の船舶所有者

①　沖合底びき網漁業（漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第５号）第２条第１号に掲げる漁業をいう。）

②　大中型まき網漁業（漁業の許可及び取締り等に関する省令第２条第７号に掲げる漁業をいう。）

令和８年９月15日

東北地方交通審議会会長　佐々木裕司

近畿地方交通審議会は、近畿内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金（平成９年近畿運輸局最低賃金公示第１号）、近畿海上旅客運送業最低賃金（平成９年近畿運輸局最低賃金公示第２号）及び近畿漁業（沖合底びき網）最低賃金（平成15年近畿運輸局最低賃金公示第１号）の改正の決定について調査審議を行うため、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第37条第３項において準用する同法第25条第５項の規定により、本事案について関係船員及び関係使用者の意見を聴くので、意見を